

# I 平成24年度、平成25年度及び平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

## 1 平成24年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの <sup>※1</sup> C	未措置 A-B-C
学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	知事部局	3	3	—	0
	教育委員会	62	54	4	4
	計	65	57	4	4

※1 教育委員会教育長から平成27年9月18日付け教総第254号で通知があったもの

## 2 平成25年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの <sup>※2</sup> C	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25	20	1	4

※2 知事から平成27年9月15日付け行第73号で通知があったもの

## 3 平成26年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの <sup>※3</sup> C	未措置 A-B-C
補助金に係る事務の執行	知事部局	3	—	3	0

※3 知事から平成27年9月15日付け行第74号で通知があったもの

## II 監査結果（指摘）に基づき講じた措置

### 1 平成24年度（テーマ：学校教育に係る事務の執行及び運営管理について）

#### 第2. 県立高等学校及び特別支援学校の収入事務等に関する事項

監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
145	<p><b>【授業料の収入未済額に関して ①授業料滞納者との接触について】</b></p> <p>X高等学校における授業料の収入未済額は265,596円と岐阜県全体の10%超を占めている。上記収入未済案件（以下、「滞納案件」という。）における対象債務者は4名であるが、往査日において、授業料等滞納者記録簿を閲覧したところ、いずれも平成23年11月8日を最後に滞納者との接触がされていなかった。</p> <p>平成24年度に入って、一度もアクションが無いため、早急に滞納案件の解消を進める必要がある。</p>	<p>滞納者4名のうち1名は、催告状の送付や臨宅を行ったが、納付には至らず、平成25年7月に収入未済額8,100円の消滅時効が完成し、1名は電話催告や臨宅などを行ったが、納付には至らず、平成27年3月に収入未済額91,875円の消滅時効が完成した。</p> <p>別の2名のうち1名は、平成26年11月28日に収入未済額43,500円を完納した。残る1名は、納付確約書の提出もあり、収入未済額122,121円のうち70,000円納付した。残額52,121円についても定期的に分納させ、滞納案件の早期解消をめざす。</p>
146	<p><b>【授業料の収入未済額に関して ②授業料等未納対策検討委員会について】</b></p> <p>X高等学校において、上記の4つの滞納案件のうち、債務者B及び債務者Dに関しては、いずれも平成21年9月29日に検討委員会が開催されている。しかし、「授業料等徴収事務等の取扱要綱」に従えば、必置条件（1）の適用によって債務者Dについては平成21年1月に、また、必置条件（2）の適用によって債務者Bは平成21年6月、債務者Dは平成21年5月に少なくとも検討委員会を設置する必要がある、当該委員会にて徴収方針を定めるとともに滞納解消に努める必要があった。</p> <p>また、同要綱に従えば、4ヶ月分以上滞納しており、面接指導に応じない場合は、再催告書を発送するよう規定されており、当該再催告書には指定納期限までに納入されないときは、連帯保証人への連絡並びに除籍処分及び裁判所への支払督促の申立ての手続きをとることが明記されている。しかし、上記の滞納案件について</p>	<p>平成26年度は、平成26年5月20日、平成26年6月10日、平成27年2月17日の計3回授業料等未納対策検討委員会を開催し、授業料の徴収促進、滞納解消を図るため校内組織で対応方針を検討した。平成27年度は、6月30日に第1回授業料等未納対策検討委員会を開催した。今後も、「授業料等徴収事務等の取扱要綱」に従い、授業料等未納対策検討委員会を開催することとした。</p>

	<p>は、これらのいずれの手続もとられることもなく、現在に至っている。</p> <p>授業料の滞納等によって、生徒の除籍を求めるのは教育者として酷な判断であるかもしれないが、規定に従った手続きをとったうえ、要綱により難い事情がある場合は随時、校長は教育長へ協議し、必要な手続きをとる必要がある。</p>	
--	---	--

第4. 県立高等学校及び特別支援学校の物品管理に関する事項

監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
186	<p><b>【図書室所在書籍の实地棚卸方法について ① 实地棚卸の網羅性と实地棚卸要領について】</b></p> <p>岐阜高等学校では、開架所在書籍は全て図書管理ソフトに登録し、实地棚卸を行っている。但し、書庫所在書籍は部分的には図書管理ソフトに登録しているものの、大部分は紙台帳で図書管理を行っており、实地棚卸も行っていなかった。</p> <p>实地棚卸の目的は、現物の実在性の確認にあるため、図書管理ソフト登録の有無に関わらず、全書籍を対象として实地棚卸を行うべきである。</p> <p>図書管理ソフト登録は漸次進めるとのことであるが、図書管理ソフトによる書籍検索は、書籍利用を促進できるメリットもある。書籍の有効利用のため、順次、全書籍を図書管理ソフトに登録するべきである。</p> <p>さらに、岐阜県は図書室所在書籍の实地棚卸方法に関する全校統一的な実施要領は作成していない。県立学校すべてにおいて、図書の实地棚卸が同一水準で適正に実施されるよう、実施要領を作成し、周知するべきである。</p>	<p><b>【教育財務課、学校支援課】</b></p> <p>県立学校における図書室所在書籍の实地棚卸については、司書が中心となり、図書管理システムが導入されている学校はバーコードの読み取りなどの方法で行い、また、導入されていない学校は目録や台帳との照合により行うなど、各校の実情に合った方法で「蔵書点検」を行っているが、平成26年11月26日付け教財第593号学支第1609号「県立学校図書室所在書籍の蔵書点検の確実な実施について（通知）」により、改めて各学校長宛に通知した。</p> <p><b>【岐阜高等学校】</b></p> <p>図書管理ソフトへの登録については、平成25年度中に完了した。また、实地棚卸については、平成26年度から年1回全ての書籍について実施している。</p>
192	<p><b>【現物実査の方法について ①現物実査対象の漏れについて】</b></p> <p>岐阜商業高等学校では、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、物品一覧表のうち供用主任者等が「所属長供用」とな</p>	<p><b>【岐阜商業高等学校】</b></p> <p>平成26年度の現物実査では、供用主任者が所属長となっているものについては、事務職員が実査を担当した。</p> <p>全ての物品に関する照合確認については、平</p>

	<p>ていたものについては、物品の現物実査の実施からは漏れており、「年度現物実査の結果について（報告）」作成後に事後的に実施されていた。さらに事後的に行った実査の結果、一部現物の照合確認ができなかったもの、個々の物品に貼る備品整理票貼付が漏れたものがあった。結果的に、先に提出している「年度現物実査の結果について（報告）」は正確さを欠いている。</p> <p>現物実査実施計画書により実査担当者が決定されているが、この決定により物品管理表のすべての備品が網羅的に担当者に割振られているかを確かめる必要がある。</p> <p>また、飛騨高山高等学校においても、年に一度の定期的な現物実査は実施されていた。しかし、生物実験室にある高圧滅菌機について、往査時点で未使用状態にあり、物品一覧表に記載されておらず、現物実査の対象外となっていた。使用されていない資産についても、物品一覧表に記載を行い、現物実査の対象とする必要がある。遊休資産として適切に管理する必要がある。</p> <p>遊休状態で使用見込みがないものは、保管スペース、安全等を考慮のうえ、速やかに廃棄すべきである。</p>	<p>成27年3月19日に完了した。</p> <p><b>【飛騨高山高等学校】</b></p> <p>高圧滅菌機については、故障しており型式も古く修理部品も無いことから、かなり以前に物品登録上は廃棄処分したが、そのまま残っていたことが判明した。ほとんどが鉄でできており、資源（鉄くず）として売却し、平成25年8月30日に収入調定を行った。</p>
--	--	---

## 2 平成25年度（テーマ：公有財産等に係る事務の執行）

### 3 個別検討に係る結果

区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
住宅供給公社 （不存在の土地の資産計上）	164	<p><b>【実在しない土地の資産計上】</b></p> <p>資産計上されている土地の中には、登記簿には記載されているものの、存在していないものがありました。</p> <p>実在しない資産を計上することは不適切であり、会計上、取消す必要があります。</p>	<p><b>【住宅供給公社】</b></p> <p>（所管課：公共建築住宅課）</p> <p>指摘事項について、以下のとおり報告を受けた。</p> <p>当該土地が登記簿には記載されているものの、現地が存在しないことを確認した。法務局及び当該土地の土地改</p>

			良事業を行った揖斐川町と協議を行った結果、平成26年10月16日に登記を抹消し、公社の資産から取り消した。
--	--	--	---

### 3 平成26年度（テーマ：補助金に係る事務の執行）

#### 3 「事業評価調書」を利用した補助金評価の現状と課題

区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
事業評価調書	30	<p><b>【「事業評価調書」の未作成】</b></p> <p>他の資料やヒアリング等により確認したとされる9件は、本来、「事業評価調書」の作成を不要とすべき理由はなく、予算要求に当たり、必要な資料が提出されていないことから問題があります。</p> <p>予算要求の過程において、必要な資料が作成されているかを確認する必要があります。</p>	<p><b>【財政課】</b></p> <p>平成27年度当初予算編成の過程において、「事業評価調書」の作成を要しない事業を明確にした上で、作成を要する事業については、すべて作成されていることを確認した。</p> <p>今後も、この対応を継続し、適切な運用を確保していく。</p>

#### 5 個別補助金の検討

区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
木造公共施設整備加速化事業費（24補正分）	152	<p><b>【補助金交付先の選定における計算方法の明確化】</b></p> <p>補助金交付先の選定における事業評価の計算方法があいまいな結果、事業者が補助金を受けられないと判断したり、県の交付決定において異なる判断がされるおそれがあることから、要綱・要領等により取扱いを明確にしておく必要があります。</p>	<p><b>【県産材流通課】</b></p> <p>「木造公共施設整備加速化事業費補助金事務取扱要領」を改正し、基準値の算定方法を明確にした。（平成27年3月19日改正 平成27年4月1日から適用）</p>
トップアスリート拠点クラブ活動費補助金	159	<p><b>【実績報告書の提出遅延】</b></p> <p>実績報告書の修正作業に時間を要し、実績報告書の確定がいずれも5月にずれ込んでいました。</p>	<p><b>【競技スポーツ課】</b></p> <p>平成26年11月に補助対象団体に赴き、実施状況等の現地検査を行い、年度末の実績報告を速やかに実施できる</p>

		「要綱」の定めに従って、補助対象事業の進捗状況を把握し、期限内に受理できるよう、速やかに対応を進める必要があります。	よう指導した。平成26年度分については、要綱に定められている期間内に、全補助対象団体から実績報告書が提出された。
--	--	--	--